



平成25年 2月12日

各 位

会 社 名 株式会社大気社
代 表 者 名 代表取締役社長 上西 栄太郎
(コード番号 1979 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員管理本部長
櫻井 孝
(TEL 03-5338-5051)
(URL <http://www.taikisha.co.jp/>)

E S O P (株式給付型プラン) の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成24年12月27日開催の取締役会において、従業員へのインセンティブプランの一環として「E S O P (株式給付型プラン)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議いたしました。本日開催されました取締役会において、本制度の導入日程、当初信託する金額等の詳細を決定しましたのでお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、平成24年12月27日付で公表しております「E S O P (株式給付型プラン) の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式914,264株(平成25年1月31日現在)のうち、180,000株(平成25年2月8日の終値換算で334百万円相当)を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 日程

金銭を信託する日：平成25年2月28日(予定)

本制度に係る株式給付規程の効力発生日：平成25年4月10日(予定)

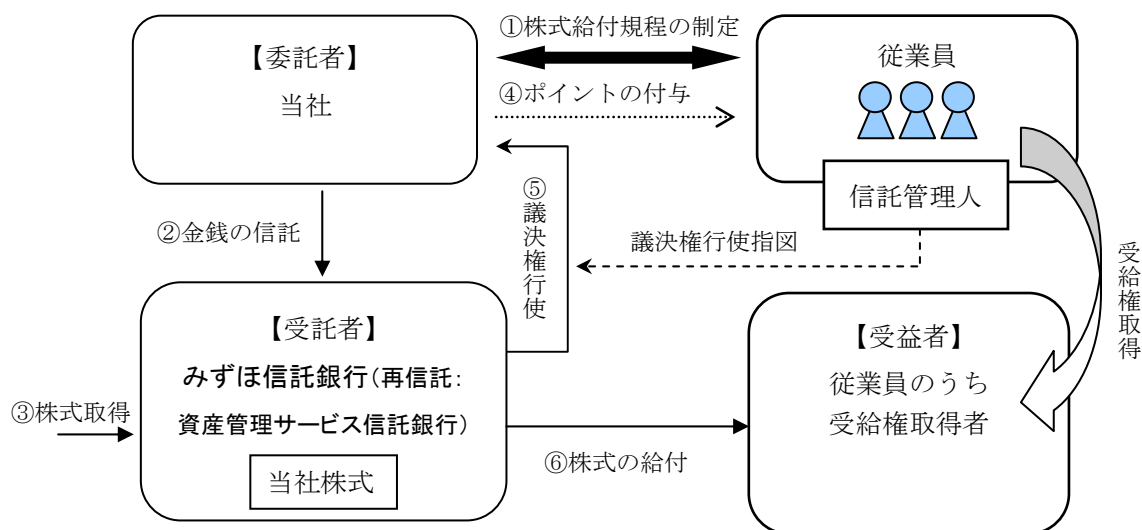
2. 本信託契約に基づいて信託する金額(予定)

334,800,000円

3. 本信託契約の概要

- (1) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2) 信託の目的：株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付することを主たる目的とします。
- (3) 委託者：当社
- (4) 受託者：みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、平成25年2月28日（予定）に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (5) 受益者：株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者
- (6) 信託の期間：平成25年2月28日（予定）から平成35年9月30日（株式給付規程の終了予定日）まで
- (7) 信託財産：当社株式及び金銭

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、受託者であるみずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社の株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

以 上